

## 「教会法史コレクション」について

市原 靖久

16世紀中葉から今世紀初葉にかけて出版された教会法文献456点からなるコレクション、KANONIS-TIK vom Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert, Sammlung: “jus civile in jus canonicum” (以下、便宜的に「教会法史コレクション」と呼ぶ)が、1995年と1996年の両年度をかけて、本学図書館に収蔵された。

「教会法」という概念は、一般には、ローマ・カトリック教会における教会制定法すなわち「カノン法」ius canonicumの意味で用いられることが多いが、広義においては、ローマ・カトリック教会以外のキリスト教会が定立した法や、国家が教会に関して定立した法（国家教会法）を含んで用いられる。

カノン法の歴史はローマ・カトリック教会の歴史とともに溯るが、「カノン法学」が成立するのは、1140年頃にボローニャの法学教師グラティアヌス Gratianus (1160頃没)によって『矛盾するカノン法令の調和』Concordia discordantium canonumが編纂されて以降であるといわれる。12世紀スコラ学において発展をみた矛盾調和的・弁証法的解釈原理は、神学のみならず法学の方法としても採用され、ボローニャの地に、ローマ法研究においては注釈学派の基礎を築いたイルネリウス Irnerius (1130頃没)を、カノン法研究においては「カノン法学の父」グラティアヌスを生んだのである。

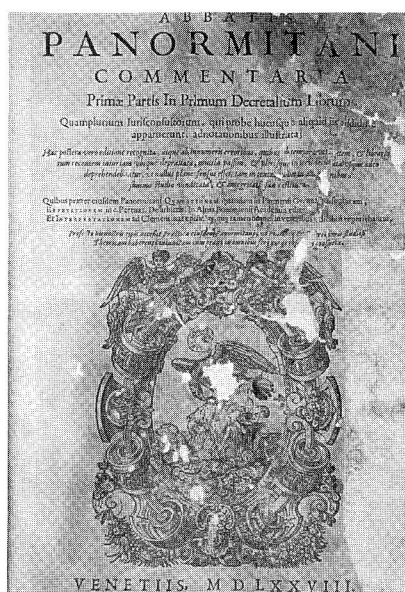
『矛盾するカノン法令の調和』は12世紀末までにヨーロッパ各地の法学校に広く普及し、『グラティアヌス法令集』Decretum Gratianiまたは単に『法令集』Decretum/Decretaと呼ばれるようになった。ボローニャをはじめ、パリ、パヴィアなどの法学校で、注釈文献を著すなどしてこの法令集の研究にあたった法学者をデクレティスト decretist と呼ぶが、これら一群の専門的学者の活動によって、

神学とは区別される独自の学問領域としてのカノン法学が成立することになった。当時におけるカノン法は、単に教会組織や聖職者を規律しただけではなく、婚姻、親子関係、宣誓（契約）、時効、利息等広い範囲に及び、世俗裁判所においても適用された（逆に、カノン法に欠缺または疑義がある場合、教会裁判所はローマ法を適用した）。それゆえ、カノン法学は法学校においてローマ法学と並ぶ枢要な位置を占め、両法学に通暁した「両法博士」doctor utriusque iurisこそが十全な法学者と考えられたのである。

1234年に『グレゴリウス9世教皇令集』Decretales Gregorii IXがカノン法史上初の排他的法典として公布されて以降、14世紀前半に至るまで一連の教皇令集が次々に編纂・公布されるようになると、カノン法学の主たる対象は、『グラティアヌス法令集』から、これらの教皇令集に移っていった。この段階でのカノン法学者はデクレタリスト decretalist と呼ばれているが、カノン法学におけるデクレティストからデクレタリストへの移行は、ローマ法学における注釈学派から注解学派への転換に相当するものであるといえる。

「教会法史コレクション」に含まれる最も古いデクレタリスト文献は、『グレゴリウス9世教皇令集』の注解書であるCommentaria super Decretalibus librisであり、1578年にヴェネツィアで印行されたものである。著者は、パレルモの大司教であったところから一般には [Abbas] Panormitanus と呼ばれる、ニコラウス・デ・トゥデスキス Nicolaus de Tudeschis (1386 - 1445) であり、裁治職制 iudex、手続 iudicium、聖職者 clerus、婚姻 connubium、

刑罰 crimen の5巻からなる『グレゴリウス9世教皇令集』の全巻にわたって詳細な注解を施した著作



である。この浩瀚な注解書（この刊本では、フォリオ版本文7巻、索引1巻の構成となっている）は、中世後期カノン法学の成果を集大成したものととして、近世に入っても長く重用されたのであり、Panormitanusの注解をカノン法学者の「共通意見」*opinio communis*として引用する近世法学文献も多い。

すでに述べたように、カノン法学と中世ローマ法学は密接な関連を保ちながら発展を遂げるのであるが、このことを端的に証示する法学文献類型の一つに、「カノン法・市民法異同弁」がある。この種の異同弁文献は、中世末期から近世にかけて多く出版されたが、「教会法史コレクション」には、1649年にレーヴェン（ルーヴァン）で印行された、ヘンリクス・カニシウス *Henricus Canisius* (1550頃 - 1610頃) — レーヴェンで両法博士となり、1591年にインゴルシュタット大学のカノン法の教授となった — による *Tractatus de differentiis iuris canonici et civilis* が含まれている。また、同じ著者による *Summa iuris canonici in quatuor Institutionum libros contracta* は、『ローマ法大全』*Corpus Iuris Civilis* の『法学提要』*Institutiones* の体系にしたがってカノン法を整序したものであり、同じく、1649年、レーヴェンで印行されたものである。「教会法史コレクション」には、同じ著者による、『グレゴリウス9世教皇令集』の注解も2点含まれているが、いずれも1649年、レーヴェンにおいて印行されたものである。レーヴェンが神学・カノン法学研究の拠点の一つであったことを想起しておきたい。

さて、ルターらによる宗教改革が進展をみせると、ローマ・カトリック教会はこれに対抗する改革運動（対抗宗教改革）を展開し、1545年から63年まで、教会の自己革新と教理確立のための公会議をトリエントに三度開催した。「教会改革に関する法令」*Decreta de reformatione ecclesiae* と総称される、トリエント公会議決議法令は、教義・典礼、司教の職掌、聖職禄、婚姻形式、教会刑法などに関する重要な法令を含み、『グラティアヌス法令集』および『グレゴリウス9世教皇令集』以下の一連の教皇令集 — 15世紀中葉以降、これらの教会法編纂物は『カノン法大全』*Corpus Iuris Canonici* と総称されるようになる — を中心とする既存のカノン法体系はこれによって部分的な修正を受けることになった。こうして、トリエント公会議以後のカノン法体

系は、1917年に新たな排他的統一法典である『カトリック教会法典』*Codex Iuris Canonici* が公布されるまで、基本的には、『カノン法大全』と「教会改革に関する法令」を主な源泉とすることになるのである。「教会法史コレクション」には、1665年から1961年の間に出版された『カノン法大全』の刊本が9点含まれるが、1665年のリヨン版には標準注釈が付されており、貴重である。また、1550年から1854年の間に出版されたトリエント公会議関係の刊本が18点含まれており、カノン法史上の画期である（教会史上の画期でもある）トリエント公会議について研究するために有用である。

ところで、ルターは破門威嚇教書とともに『カノン法大全』を火中に投じた（1520年12月）と伝えられるが、宗教改革によって成立したプロテスタント教会は、決して法と無縁な存在であったわけではない。プロテスタント的理念に基づく新しい教会法が、とりわけ教会組織法や婚姻・家族法の領域で探求されたことは、「教会法史コレクション」に含まれるプロテスタント教会法学者（*Johannes Brunne-mann* [1608 - 72]、*Justus Henning Boehmer* [1674 - 1749]、*Georg Ludwig Boehmer* [1715 - 1797] など）の著作から明らかである。また、本コレクションに含まれる、16・17世紀の、リューネブルク、プロイセン、ザクセンの福音主義教会規則は、領邦権力とプロテスタント教会の関係について研究する際の基本史料となる。

この他、「教会法史コレクション」には、17世紀カノン法学を代表する著作として知られる、アナクレトゥス・ライフェンシュトゥール *Anacletus Reiffenstuel* (1642 - 1703) の *Jus canonicum universum* や、ヨアンネス・バプティスタ・デ・ルカ *Joannes Baptista de Luca* (1614 - 83) の *Theatrum veritatis et justitiae* が含まれており、18 - 19世紀のカノン法学文献（主としてドイツのもの）も、広範な分野にわたって集められている。

マックス・ヴェーバーは西洋法文化の合理的発展を促した一つの契機としてカノン法に注目したが、非キリスト教国民であるわれわれにとって、カノン法は、ローマ法以上に縁遠い存在であるかもしれない。しかし、カノン法は、ローマ法とともにヨーロッパ大陸の共通法・普通法 *ius commune* を形成していたのであり、カノン法がヨーロッパの法制度や法文化に及ぼした影響は計り知れないのである。

〈いちほら やすひき 法学部教授〉